★相談員について★

計画作成にかかる費用は無料です。
障がい福祉サービスについてご不明な点があればお気軽にご相談ください。

下記の研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置していますので、障がい福祉サービスの利用を希望する方は当事業所へご相談ください。

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修　修了（令和5年11月修了）
医療的ケア児等コーディネーター養成研修　修了（令和6年10月修了）

★相談のながれ★

【サービスの流れ】

1，相談を受け、契約
事業所の見学等を行い、関係機関へつなぎます。

2，利用の申請・障害支援区分の認定
市町村での手続きが別途必要となります。
介護給付サービスを利用する場合には、区分が必要となります。

※介護給付サービスとは・・・
居宅介護、通院等介助、同行援護、生活介護、短期入所、施設入所支援など

3，サービス等利用計画案の作成
面接を行い、サービスを利用するための計画の案を作ります。

4，支給決定（市町村）
支給決定が行われ、市町村から受給者証が発行されます。

5，サービスの調整会議（サービス担当者会議）
ご本人、ご家族、サービス提供事業者等各関係機関と一緒に、利用内容について話し合いをします。

6，サービス等利用計画の作成

7，サービス提供事業者との契約

8，利用開始

サービス等提供事業者と契約を行い、サービス利用開始となります。利用開始後は、サービスがご本人に合っているか、また見直しの必要がないか定期的に確認します。（モニタリング）